

回覧 令和4年7月15日(三股町) 代表☎: 52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

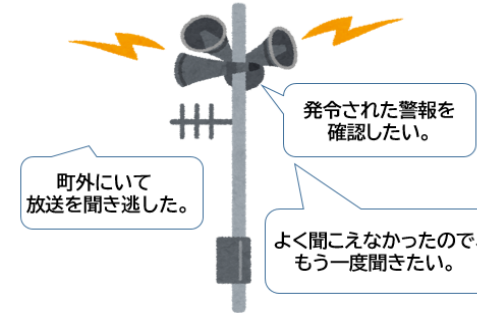
◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|------------------|-------|--|
| 〈重要〉 | 1 | ◆町議会議員選挙と町長選挙における選挙運動の選挙公営(公費負担)が拡大されます |
| 〈募集〉 | 2 | ◆「三股町ハートの町生誕150周年記念地域活動支援事業補助金」対象事業を追加募集します
◆児童厚生員・放課後児童支援員を募集します |
| | 3 | ◆ ^{みまたちょう} 三股町にすんでいる ^{がいこくじん} 外国人のみなさんへ
◆都城高専教養講座「英訳と読み比べる日本近代文学」の受講生を募集します |
| 〈お知らせ〉 | 4 | ◆令和4年度 被爆二世健康診断調査を行います |
| | 5 | ◆ごみ減量化講習会を開催します
◆生ごみ処理容器を無償で貸し出します |
| | 6 | ◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)行っています |
| | 7 | ◆マイナンバーカードを作っていない人に、「地方公共団体情報システム機構」から申請書が届きます
◆「2022エコロジーボランティア inみまた」を開催します |
| | 8 | ◆家内労働(内職)情報をお知らせします |
| 〈保健と福祉〉
(高齢者) | 9 | ◆「脳年齢測定会(身体の声を聞こう)」を開催します
◆敬老祝い金を支給します
◆寝具類洗濯・乾燥・消毒サービス事業の申し込みを受け付けます |

防災無線の放送内容が☎で確認できます!

三股町放送内容 ☎ 0986-51-1417
【確認ダイヤル】 ☎ 0986-51-1418

※どちらの番号でも同じ内容です。



【利用上の注意】

- ① 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ② 放送内容を当日のみ確認できます。
- ③ 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくくなる場合があります。(少し時間をおいて、かけなおしてください)

【問い合わせ】 総務課 危機管理係 ☎52-1110 (直通)

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|-----------------|-------|--|
| 〈保健と福祉〉
(一般) | 10 | ◆国民健康保険被保険者証の切り替えを行います
◆国民健康保険限度額適用認定証などの申請と更新をお願いします |
| 〈農林畜産業関連〉 | 11 | ◆WCS 用稲「ミナミユタカ」のいもち病の防除徹底をお願いします
◆休耕田における加工用米と新規需要米(WCS用稲など)の適切な肥培管理に努めましょう |
| | 12 | ◆8月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします |
| | 13 | ◆畜産農家の皆さんへ
毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です |
| 〈相談〉 | | ◆アイヌの皆さんからのさまざまなご相談をお受けします |
| | 14 | ◆「消費生活無料法律相談」を実施します
◆「行政相談」を実施します |
| | 15 | ◆「人権相談」を実施します
◆「無料法律相談」を実施します
◆「ふれあい福祉相談」を実施しています |



重 要

◆町議会議員選挙と町長選挙における選挙運動の選挙公営
(公費負担)が拡大されます

本町では、今後行われる町議会議員選挙と町長選挙の選挙運動において、選挙公営が拡大され、選挙運動用自動車の使用やポスター、ビラの作成を公費で行うことができるようになります。

これは、「公職選挙法の一部を改正する法律」と「三股町議会議員及び三股町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」の改正によるもので、地方議員の成り手不足の問題や、選挙運動に係る自己負担の軽減など、選挙立候補に伴う環境改善が目的です。

なお、選挙公営の拡大に伴い、選挙に立候補する際には供託金が必要となります。



■選挙公営(公費負担)の内容について

<選挙運動用自動車の使用> ※①か②のいずれかのみ。

区 分	対 象	限 度 額
①	一般乗用旅客自動車との契約(ハイヤー、タクシーの借り上げ)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 (1日について1台に限る) (1日) 64,500円×5日 =322,500円
	自動車の借り入れ契約(レンタル、個人、会社などからの借り上げ)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 (1日について1台に限る) (1日) 15,800円×5日 =79,000円
②	燃料の供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金 (1日) 7,560円×5日 =37,800円
	運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計額 (1日について1人に限る) (1日) 12,500円×5日 =62,500円

<選挙運動用ビラの作成>

対 象	①単価上限	②枚数上限
作成単価と①のうち少ない額 × 作成枚数と②のうち少ない枚数	(1枚)7円51銭	(町議会議員選挙) 1,600枚 (町長選挙) 5,000枚

<選挙運動用ポスターの作成>

対 象	①単価上限	②枚数上限
作成単価と①のうち少ない額 × 作成枚数と②のうち少ない枚数	(1枚)4,222円	84枚 (ポスター掲示場数)

■供託金について

選挙に立候補するためには供託金が必要です。これは、当選を争う意思の無い人が、売名などの理由で無責任に立候補することを防ぐことを目的としています。

一定の得票数(没収点)を獲得できなかった場合、供託金は没収され、税金と同じように使われます。

一定の得票数を獲得した場合、または無投票当選となった場合は、返還請求を行い、還付を受けることができます。

選挙の種類	供託金額	没 収 点
町議会議員選挙	15万円	有効投票総数を議員定数で除した数の10分の1
町長選挙	50万円	有効投票総数の10分の1

★お問い合わせは、
町選挙管理委員会

☎:52-1112(直通) お願いします。

募 集

◆「三股町ハートの町生誕150周年記念地域活動支援事業補助金」対象事業を追加募集します



今年、町の地形がハートの形になって150周年を迎えます。

それを記念し、地元の宝(農畜産物、歴史、文化、自然、観光資源など)を題材にした取り組みやイベントなどの地域活動を行い、本町を「ハートフルなまち」として町内外に広くPRする団体に補助金を交付します。

※補助金交付には、代表者が審査会で事業の内容を説明して、認定を受けることが必要です。

補助対象事業	<p>本町を「ハートフルなまち」として町内外に広くPRする事業。</p> <p>(1)三股町の宝を深く知り、学ぶための事業 【例】本町の歴史にゆかりのある史跡などに関する勉強会を行い、実際に散策しながら学ぶ事業 など</p> <p>(2)三股町の宝を活用し、地域の活力を向上させる事業 【例】150周年を記念した音楽祭など</p> <p>(3)三股町の宝を啓発と発信する事業 【例】昔からある伝統工芸品などの体験型教室やその啓発事業など</p> <p>※既に実施している地域活動と同内容の事業は対象外です。</p>
補助団体	<p>町内で自主的に地域活動を実施する、主に町内に居住する5人以上で構成される団体</p> <p>※町の他事業の補助を受けている団体と他に補助金などの制度がある事業は申請できません。</p>
事業期間	令和5年2月17日(金)まで
補助金額	補助金額は、事業内容を審査会で審査して決定します。 補助対象経費に5分の4を乗じて得た額以内(最大25万円)
募集期間	8月10日(水)まで

※詳しい内容は、町公式サイトをご覧ください。

★お問い合わせは、
企画商工課 企画政策・デジタル推進係(3階 ②番窓口)
☎:52-1114(直通) にお願ひします。



「ハートの町記念事業」の町公式サイトはこちらから

◆児童厚生員・放課後児童支援員を募集します



町では、児童館・児童クラブで働く人を募集しています。
希望する人は福祉課 児童福祉係までお問い合わせください。

■仕事内容 =

- ・遊びや生活指導を行う。
- ・児童の出欠など状況確認、見守り、関係機関・保護者との連携を行う。
- ・児童の安全に注意し、児童に事故があったときは、救護を行い、必要に応じて関係機関・保護者に連絡する。
- ・施設、備品管理と事務処理など。

勤務時間	月曜～金曜	午後2時～6時30分 (小学校行事などで早出勤あり)
	土曜・春休み・夏休み・冬休み	午前8時～午後6時30分 (休憩1時間)
休日	週休2日(日曜と交代で1日)・祝日・12月29日～1月3日	
募集人員	若干名	
給与	月額平均 120,000円	
諸手当	期末手当、時間外勤務手当、通勤手当	
雇用期間	任用開始日～令和5年3月31日 (社会保険・雇用保険あり。また、勤務実績が良好な場合は再度任用あり。)	

■勤務地 =

町内の児童館・児童クラブ

■応募条件 =

- ①子どもの指導ができる人。
- ②放課後児童支援員、保育士、教員免許の資格がある人や経験者を優先します。

★お申し込み・お問い合わせは、
福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番窓口)
☎:52-9060(直通) にお願ひします。

◆三股町にすんでいる外国人のみなさんへ

外国人のための日本語教室です。日本語で一緒におしゃべりしたり、先生やボランティアの人と楽しみながら日本語を勉強しましょう。

■第1回 「のりまき」をつくろう

日本の「のりまき」は のりと ごはんで つくります。

たくさん のりまきが あります。

かんたんにつくれます。

おいしくて、にんぎが あります。

いっしょに「のりまき」をつくらしてみよう！

ごみのわけ方、出し方、べんりな とうぐも おしえます。

○いつ：2022年8月21日(にちようび)

○じかん：午前10時～午後1時

○ばしょ：三股町商工会 (樺山4421-22)

○参加費：無料 おかねはいりません

○にんずう：10にん

○もうしこみ：QRコードを読み込んでください。



もうしこみはこちら

※しつもんは、chikyujin.base@gmail.com にメールしてください。

※コロナウイルス(COVID-19)の人がたくさんいるときは、中止になることがあります。

【地域の皆さんへ】

地域日本語教室は、外国人の皆さんと地域の皆さんとの交流を通して、生活に必要な日本語を学ぶ教室です。今年は6回開催予定です。

☆教室のお手伝いをしてくださる日本語サポーター(ボランティア)を募集しています。資格はいりません。学生も大歓迎です！

興味のある人は、地球人BASE chikyujin.base@gmail.com までご連絡ください。

主催：宮崎県国際交流協会、企画：一般社団法人BASE

★お問い合わせは、町教育委員会 教育課 生涯学習係

(受付時間 平日の午前8時30分～午後5時)

☎：52-9311(直通) にお願ひします。



◆都城高専教養講座「英訳と読み比べる日本近代文学」の受講生を募集します



■講座内容 = 誰もが知る日本近代文学の代表的な作家の作品(主に短編小説)を英訳と比べながら読んでいくことで、より深く作品を味わうとともに、外側からみた日本の文化について考えます。英語には自信がないけれど、小説には興味があるという人の参加も大歓迎です。

■開催日時 = 8月26日(金)～9月16日(金) 全4回予定
午後6時30分～8時30分

回	日時	内容
1	8月26日(金)	ガイダンス(日本近代文学について)
2	9月2日(金)	芥川龍之介「蜘蛛の糸」
3	9月9日(金)	夏目漱石「夢十夜」
4	9月16日(金)	川端康成「掌の小説」

※日程は都合により変更することがあります。

■募集人員 = 15人 ※申込多数となったときは、抽選とする場合があります。

■場所 = 都城高専 図書館1階 ICT みやまルーム

■申し込み期間 = 7月20日(水)午前9時～8月4日(木)必着

(申込開始日以前の申し込みは無効となりますのでご注意ください。)

■講習料 = 無料※別途、参加料(配布資料代など)として300円が必要です。

■申し込み手続き = ファクス、メール・はがき、インターネットのいずれかの方法で申し込めます。電話での申し込みはできません。

※新型コロナウイルス感染症の影響により開講を中止または延期する場合があります。

★お申し込み・お問い合わせは、

都城高専 総務課企画係 (受付時間:平日 午前8時30分～午後5時)

☎:47-1306

※募集案内と受講申込書は、

都城高専公式サイトからダウンロードができます。



都城高専公式サイト

◆令和4年度 被爆二世健康診断調査を行います

被爆二世健康診断検査を実施します。希望する人は申し込みをお願いします。

■対象者＝

両親のどちらかが被爆者健康手帳を所持しており、かつ、原爆投下後に生まれた人(胎児被爆者は除く)のうち、健康診断受診を希望する人。

■申込期間＝ 7月19日(火)～8月19日(金) (必着)

■健診期間＝ 9月中旬～令和5年3月3日(金) (予定)

■健康診断実施機関＝

次の「被爆二世健康診断実施機関」の中から決定し、後日、受診希望者に通知します。実施機関の決定は、基本的に本人の希望を優先します。

1) 県立宮崎病院	7) 済生会日向病院
2) 県立日南病院	8) 県立延岡病院
3) 串間市民病院	9) 高千穂町立国民健康保険病院
4) 都城健康サービスセンター (都城市郡医師会病院内)	10) 仁和会竹内病院
5) 園田病院	11) 宮崎生協病院
6) 国立病院機構宮崎病院	

■申込方法＝

申込用紙または、任意の様式に必要事項を記載して、封書で申し込んでください。

【必要事項】

本人の

- 1) 氏名(フリガナ)
- 2) 性別
- 3) 生年月日
- 4) 住所(郵便番号)
- 5) 電話番号
- 6) 過去の受診歴(年度と受診結果)
- 7) 受診を希望する医療機関名
- 8) 多発性骨髄腫検査の希望の有無



親の

- 1) 氏名(フリガナ)
- 2) 住所(郵便番号)
- 3) 電話番号
- 4) 被爆者健康手帳の番号



※申込用紙は、都城保健所で入手できます。

〒885-0012 都城市上川東3丁目14-3

☎:23-4504

■費用＝ 受診料は無料です。

ただし、各医療機関への交通費は自己負担です。

■検査項目＝

多発性骨髄腫検査のみを受診することはできません。

なお、肝機能検査とヘモグロビンA1c検査は医師が必要と認めた場合に、多発性骨髄腫検査は受診者の希望で、行うものとします。

※県立日南病院、園田病院では、多発性骨髄腫検査はできません。

- (1) 視診、問診、聴診、打診と触診による検査
- (2) CRP検査
- (3) 血球数計算
- (4) 血色素検査
- (5) 尿検査(ウロビリノーゲン、蛋白、糖、潜血)
- (6) 血圧測定
- (7) AST検査法、ALT検査法、γ-GTP検査法による肝機能検査
- (8) ヘモグロビンA1c検査
- (9) 血清蛋白分画検査たんぱくぶんかくによる多発性骨髄腫検査

★お問い合わせ・お申し込みは、

県福祉保健部健康増進課健康づくり・歯科保健担当

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

☎:0985-26-7078

をお願いします。

◆ごみ減量化講習会を開催します

環境保全に対する意識を高めるために、ごみ減量化講習会を次のとおり開催します。誰でも申し込むことができます。



生ごみ処理容器の無償貸し出しを希望する人は、必ず受講してください。

この講習会を受講することが、生ごみ処理容器無償貸与事業の申し込み要件となります。

開催日	9月7日(水)
時間	午前10時～11時30分
場所	町役場 4階 第1会議室
内容	「家庭から出るごみの減量化、コンポストを利用した生ごみの堆肥化について」、「屋外用のコンポスト容器や室内用のぼかし容器の上手な使い方」などを予定しています。
申し込み方法	直接窓口または電話でお申し込みください。
申込期限	8月12日(金) ※期限厳守 ただし、定数に達し次第、締め切ります。

※当日は、印かん(認め印)と筆記用具を持ってきてください。

★お申し込み・お問い合わせは、
環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口)
☎:52-9082(直通) にお願ひします。



◆生ごみ処理容器を無償で貸し出します

ごみの減量化を図るために、一般家庭から出る生ごみを堆肥化または肥料化して自家処理をする【生ごみ処理容器】を無償で貸し出します。

生ごみ処理容器の貸し出しを希望する人は、環境保全係までお申し込みください。



■申し込み要件 =

次の1～6を満たすこと。

- 1.町内に住民票があり、現在も住んでいること。
- 2.町から生ごみ処理機の補助を受けたことがない世帯。
- 3.町が実施する「ごみ減量化講習会」(前の記事参照)を受講すること。
- 4.生ごみを堆肥化または肥料化したものを自家処理すること。
- 5.コンポスト容器を希望する場合は、設置できる土地があること。
- 6.生ごみ処理容器の使用状況などのアンケート調査に協力すること。

■申し込み方法 =

町環境水道課環境保全係の窓口(2階④番)で、「三股町生ごみ処理容器無償貸与申込書兼確約書」に必要事項の記入と印かんを押してから、窓口で申し込んでください。

■生ごみ処理容器 = 【屋外用】コンポスト容器(1個)
【屋内用】ボカシ容器(2個以内)
のどちらかになります。

※本年度に貸し出しできる個数は、コンポスト容器10個程度・ボカシ容器10個程度です。

コンポスト容器
高さ：約 670mm
最大直径：約 650mm



ボカシ容器
高さ：約 420mm
縦・横：約 300mm



★お申し込み・お問い合わせは、
環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口)
☎:52-9082(直通) にお願ひします。

◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています

■事業内容 =

高齢運転者が安心して運転を続けられるよう、自己の所有する自動車(新車と中古車の購入時の設置は除く)に、後付け安全運転支援装置を設置する人に費用の一部を補助するものです。

(購入する前に、申請が必要です。)

■補助対象装置 =

①急発進防止装置

停止時または低速走行時でアクセルペダルを強く踏み込んだ場合に、急発進を防止する装置。

②ペダル踏み間違い時加速抑制装置

停止時または低速走行時に前方と後方の壁や車両を検知している状態でアクセルペダルを踏み込んだ場合に、急加速を防止する装置。

③ATワンペダル

アクセルとブレーキを一体化させた、1つのペダルに足を置いたまま操作する装置。足を右に傾けるとアクセル、踏めばブレーキとなり、アクセルをかけたままでペダルを踏んだ場合でも、クラッチが外れてアクセルが効かなくなり急停車できる装置。

■補助対象者 =

- ①町内に住所がある自動車運転免許保有者で満65歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人
- ③同じ年度に、同一世帯で本補助金の交付を受けていない人
- ④都城地区交通安全協会三股支部交通安全研修会に積極的に参加する人
- ⑤町と都城地区交通安全協会三股支部共催の高齢運転研修会などに積極的に参加する人

■補助対象経費と補助額 =

補助対象経費	補助金の額
急発進防止装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、5万円を上限とする。
ペダル踏み間違い時加速抑制機能装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、7万円を上限とする。
ATワンペダルの装着に要する経費	取り付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、15万円を上限とする。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。
補助対象経費は、国の「サポカー補助金」を差し引いた自己負担額となります。

■申請方法 =

「三股町高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書」に、次の書類を添付して提出してください。

- ①見積書の写し
- ②申請者名義の自動車検査証の写し
- ③滞納のない証明書
- ④運転免許証の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類



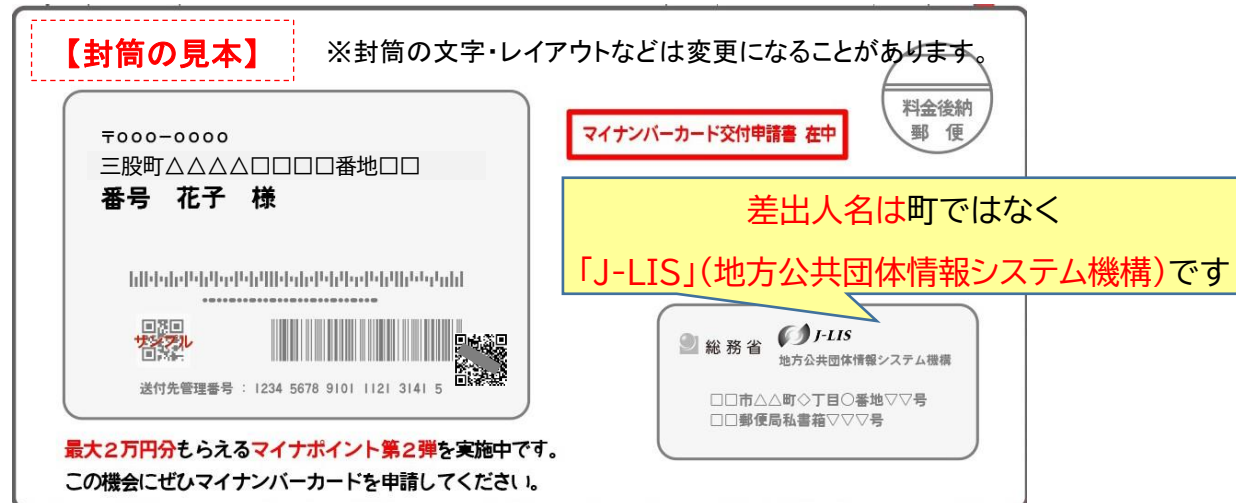
★お問い合わせは、

総務課 危機管理係(2階 ②番窓口)

☎:52-1110(直通) お願いします。

◆マイナンバーカードを作っていない人に、「地方公共団体情報システム機構」から申請書が届きます

マイナンバーカードの申請をしていない75歳未満の人あてに、7月末から9月上旬にかけて、申請書やパンフレットが入った下のような封筒が届く予定です。(DV被害者の人や、過去に申請したことがある人などは除きます)



※同封されている申請書の右下にある「オンライン申請用QRコード」をスマートフォンなどで読み取ることで、**自宅での申請(Web申請)**ができます。

Web申請の詳しい手順は、右のQRコードから、
【(1)パソコンやスマートフォンによる申請】にある
「こちら(PDFファイル)をご覧ください」をご覧ください。



Web 申請手順

<三股町公式ホームページ内での場所>

トップページ ➡ 行政情報 ➡ 上部の「くらし・手続き」 ➡ マイナンバーカード等
➡ マイナンバーカードの作り方はこちら！(Web 申請含む)

※上記ページ内の、「こちら(PDFファイル)をご覧ください」から確認できます。

【やり方がわからない場合は…】

町役場1階のマイナンバー窓口(町民保健課前)では、マイナンバーカード申請のお手伝いをしています。

ご本人が、免許証など(顔写真付の本人確認書類)を持ってくることで、カード用の写真撮影も含めて無料で申請できますので、ぜひご利用ください。

★お問い合わせは、

町民保健課 戸籍住民係(1階 ③番窓口) ☎:52-9630(直通)
をお願いします。

◆「2022エコロジーボランティア in みまた」を開催します



「エコロジーボランティア」とは、地域の環境美化から地球環境を考え、行動するボランティア活動です。

町内でも、路上や公的施設、河川敷、山間部の道路際などに、ゴミや空き缶、自転車、家電製品などの粗大ごみなどが捨てられているのが現状です。

今回で27回目となる「エコロジーボランティア in みまた」は、環境に対する意識が年々高まっていることから、毎年、多くの人に参加しています。

ゴミを無くし、きれいで住みよい町にするために、今年も多くのボランティアの参加をお願いします。みんなでまちをきれいにしましょう！

また、地域でゴミが気になる箇所がありましたら、事前にお知らせください。

■日 時 = 8月28日(日) 午前6時30分～9時

■集合場所 = 元気の杜広場(町総合福祉センター敷地内)
※開会式は団体の代表者、個人。

■参加対象者 = 団体(民主・福祉・ボランティア)と個人など

■申込締切 = 8月5日(金)

■主催 = 町社会福祉協議会・町ボランティア連絡協議会

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、中止になる場合もあります。

★お申し込み・お問い合わせは、

町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。



◆家内労働(内職)情報をお知らせします

県の就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。



◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください。(ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合は、ご了承ください。)

電話での相談も受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。

※仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わる場合があります。

令和4年6月23日現在

仕事の内容	委託地域	工賃
プラスチック製品のバリ仕上げ、検査、部品組み立て、シール貼り	三股町、都城市	作業内容による
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町、都城市内(要相談)、小林市内一部地域	1個 10円~50円
部品組み立て、部品外観検査(キズ汚れなど)	三股町、都城市	1個 0.3円~1.8円
婦人服のホック付け、ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円~
自動車用ハーネスのサブ作り	A:三股町、都城市とその近辺 B:三股町、都城市	A・Bともに 1本 4円~20円
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	1反 2万~4万5千円

◎事業所へ

内職委託の際にも、ぜひ当センターをご利用ください！

就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、無料の情報提供とあっせんを行っています

都城就職相談支援センター(都城・小林地区)	
所在地	都城市北原町24街区21号 宮崎県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内
TEL/ファクス	25-0300
受付日	月曜~金曜(土曜、日曜、祝日は休みです)
受付時間	午前9時~午後5時



より詳しい情報は で

◆「脳年齢測定会(身体の声进行こう)」を開催します

年を取ると、もの忘れが多くなったり、判断力が衰えたり、段取り良く物事を進めるのが苦手になることがあります。

認知症は、だれでもなりうる脳の病気ですが、症状がひどくなると日常生活に支障をきたし、家族や周囲の人が戸惑うことも多くなります。本人や家族が「なんだかおかしいな」などを感じる症状の出始めに相談・受診をすることで、適切な治療などを受けることが大切です。

当日は、機械による脳年齢測定のほか、薬剤師・看護師などの専門職が健康相談をお受けします。脳年齢測定器で、脳の年齢を測定してみませんか？

ぜひこの機会をご利用ください。

身近な人の中に、こんなことが気になる人はいませんか？

- ・料理など、家事をしなくなった
- ・同じ話を何度もする
- ・できていたことができなくなった
- ・表情が乏しい、元気がない、怒りっぽい
- ・道に迷うことが増えた



日時	8月10日(水) 午後2時~4時30分
場所	町総合福祉センター『元気の杜』 ※マスク着用でお越しください。また、発熱時は来場を控えてください。
申し込み	予約制です。8月5日(金)までに申し込んでください。
参加対象	脳年齢が気になる人、認知症について相談したい人など
参加費	無料

※脳年齢測定には20分ほどかかります。予約の際に脳年齢測定希望とお伝えください。

★お申し込み・お問い合わせは、

町地域包括支援センター(1階 ⑦番窓口) ☎:52-8634(直通) にお願ひします。

◆敬老祝い金を支給します

8月下旬～9月初旬にかけて、支給年齢の皆さんに敬老祝い金を支給します。
対象者には、通知をしました。次の支給年齢の人で通知がきていない人は高齢者支援課までお問い合わせください。

支給年齢	祝金年額
満88歳 昭和8年7月2日～昭和9年7月1日が誕生日の人	1万円
満100歳 大正10年7月2日～大正11年7月1日が誕生日の人	2万円
最高齢	3万円

対象年齢は、令和4年7月1日時点の満年齢です。



★お問い合わせは、
高齢者支援課 介護高齢者係(1階⑦番窓口)
☎:52-9062(直通) お願いします。

◆寝具類洗濯・乾燥・消毒サービス事業の申し込みを受け付けます



身体障害者と、おおむね65歳以上の高齢者のうち、心身の障害や病気などの理由で寝具類の衛生管理が困難な人に対して、布団などの丸洗い、乾燥や消毒までを無料で行います。

申込受付期間	8月10日(水)まで
サービス実施日	回収日 8月18日(木) 返却日 8月25日(木)
対象者	次のいずれかに該当する人 ・身体障害者 ・寝たきりの人 ・1人暮らしの人 ・同居家族が高齢者のみで構成される世帯の人 ・その他、同様の理由が認められる場合

◎対象者の選定は、利用の可否を決定した後に通知します。

★お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎:52-1246 お願いします。



◆国民健康保険被保険者証の切り替えを行います

現在使用中の国民健康保険被保険者証(以下「保険証」)は、7月31日(日)で有効期限が切れ、8月1日(月)以降は使用できなくなります。新しい保険証は7月下旬に郵送します。

古い保険証は、町民保健課 国保年金係に返却するか、各自の責任で処分してください。

【注意事項】

区 分	保 険 証	手続きなど
保険税の滞納世帯	郵送しません。	7月下旬に、国保年金係で切り替えを行います。詳しくは対象世帯へ文書で案内します。
町に住民票がない大学生・専門学校生など	保険証は個別に発行しませんので、世帯に送付された保険証を使ってください。	有効期限は令和5年3月31日です。令和5年4月初めに改めて手続きが必要になります。詳しくは世帯主へ文書で案内します。



★お問い合わせは、
町民保健課 国保年金係(1階 ③番窓口)
☎:52-9631(直通) お願いします。

◆国民健康保険限度額適用認定証などの申請と更新をお願いします

※「国民健康保険限度額適用認定証」(以下「限度額認定証」)とは入院時の療養などにかかる窓口負担が「限度額まで」となる黄色いカードです。

※限度額認定証の発行は8月1日(月)から行います。

国民健康保険に加入している人が現在持っている「限度額認定証」は、有効期限が7月31日(日)です。入院予定の人は新しい限度額認定証が必要になりますので、町民保健課国保年金係で8月1日(月)以降に申請の手続きをしてください。

■申請に必要なもの =

- ・国民健康保険被保険者証
- ・窓口に来られる人の運転免許証などの身分証明書



■注 意 点 =

- ・限度額認定証の適用は、申請のあった日の属する月の初日からとなります。
- ・保険税滞納世帯には交付できません。
- ・古い限度額認定証は国保年金係へ返却するか、各自の責任において処分してください。
- ・年齢や所得で1カ月の限度額が変わります。
- ・過去12カ月以内に3回以上限度額に達した場合は、4回目から「多数回」となり、限度額が下がります。(ただし、70歳以上非課税世帯は多数該当がありません。)
- ・現在、長期入院(過去1年間に90日以上入院)の認定を受けている人は、8月中に申請しなければ長期入院と見なされなくなりますのでご注意ください。

★お問い合わせは、
町民保健課 国保年金係(1階 ③番窓口)
☎:52-9631(直通) お願いします。

◆WCS用稲「ミナミユタカ」のいもち病の防除徹底をお願いします

令和4年産「ミナミユタカ」の早期栽培で、いもち病の発生が確認されました。

また、宮崎県病害虫防除・肥料検査センターが、6月15日付けでいもち病の注意報を発表するなど、非常に発生しやすい状況になっています。

今後、各地域への急速な拡大や主食用米などへの感染が懸念されますので、これまで以上に防除の徹底をお願いします。

【直ちにとるべき対策】

○移植時の防除では、いもち病に登録のある箱施薬の施用を徹底し、いもち病の発生を抑えましょう。

○生育中も田んぼをよく確認し、いもち病の発生が見られる場合は、農薬などによる防除を実施しましょう。

※直播き栽培は、箱施薬が使用できないので、いもち病が発生しやすくなります。

※農薬を使用する場合は、ラベルを確認するとともに、飼料用イネに使用可能か確認しましょう。

◎適切な生産の徹底などがされておらず収量低下が確認された場合は、水田活用の直接支払交付金が交付されませんので、適切な管理をしましょう。

詳細は、最寄りの農業改良普及センターやJAにお問い合わせください。

★お問い合わせは、

・北諸県農業改良普及センター ☎:38-1554

・JA(都城農業協同組合)三股支所 ☎:52-1122

をお願いします。



◆休耕田における加工用米と新規需要米(WCS用稲など)の適切な肥培管理に努めましょう

休耕田において加工用米、WCS用稲などの水を使う転作作物を作付けするときは、次の点に注意して適切な管理に努めてください。

○水は、水稻区域を優先することに協力してください。

○野菜、飼料作物などを作る周囲の田に水が流れてトラブルにならないように、水の管理に十分注意してください。

○周囲に分かるよう事前に配布した看板(立札)を設置してください。



WCS用稲の立て札



加工用米の立て札

○水門などの開閉は勝手に行わないでください。

○収穫まで適切な肥培管理(あぜの雑草、草取りなど)を行ってください。

★お問い合わせは、

農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)

☎:52-9086(直通)

をお願いします。



◆8月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします



■8月の農業用廃棄プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日 時	<p>回収日：8月24日(水) 時 間：《午後1時30分～3時》 ※回収日が雨天で回収できなかった場合の予備日：8月31日(水) ○雨天時は中止になる場合があります。当日の実施が不明な天候の場合は、お問い合わせください。 ○回収日以外は受け入れできませんのでご注意ください。</p>
場 所	町一般廃棄物最終処分場（クリーンヒルみまた）
搬入方法	<p>土・くずなど異物を取り除き、種類別・色別に分別して10～15kg程度にひもなどで縛って搬入してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>注意①： サイレージの「ラッピングフィルム」と「ネット」は、種類が違うため、分別して処理してください。 注意②： 金属の付いているビニールなどは、必ず金属部分を取り除いて持ち込んでください。</p> </div> <p>※分別は、右のページの表を確認してください。</p>
注意事項	<p>○処理料金は現金支払いです。 ○処分場内は徐行運転で走行してください。 ○町では、上記の日時・場所のみで処分できます。 本町以外で実施している回収場所に、町内の農業者が廃棄プラスチックを持っていくことはできません。</p>

農業用廃棄プラスチックは、「焼かない 捨てない リサイクル」

使用済みの農業用廃棄プラスチックは、「産業廃棄物」であるため、排出業者（農業経営者）が自己の責任で適正に処理するよう義務付けられています。

不法焼却や不法投棄をすると、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

また、被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃棄プラスチックなどは、強風時に飛散させないように注意しましょう。

■農業用廃棄プラスチックの分別方法

**分別が徹底されていない場合
持ち込みをお断りします**

○搬入方法・分別方法が分からないときは、必ずお問い合わせください。

①農ビフィルム 〈処理料金 1kgあたり11円〉

種 類	注 意 点
<ul style="list-style-type: none"> ・農ビマーク入りのもの ・透明の農ビ 	<ul style="list-style-type: none"> ・10～15kgのつづら折りにする。 ・サイドの耳ひもは取り除く。 ・農ビ以外のものを混入しない。

②ポリ(PO) 〈処理料金 1kgあたり33円〉

種 類	注 意 点
<ul style="list-style-type: none"> ・軟質ポリ ・ポリ系フィルム ・不織布、灌水チューブなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・シート状のものは、重さ10kg前後にまとめて、ダンバンドなどで結束する。

③その他 〈処理料金 1kgあたり55円〉

種 類	注 意 点
<p>①農ビフィルム ②ポリ以外の農業用廃棄プラスチック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブルーシート ・サイレージネット ・ポリ製農薬容器 ・水稻用育苗箱 ・農業用タンクなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハトメなどの金属部分があれば除去すること。 ・農薬容器は、中身をきれいに洗浄し、乾いた状態で搬入する。

※農業用廃棄プラスチック以外の農業用廃棄物(ビン類、電球、布類、紙類、金属、金属の付属したもの、発泡スチロールなど)は、回収できません。
産業廃棄物処理業者で適正に処分してください。

★お問い合わせは、農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)

☎:52-9086(直通) にお願ひします。

◆畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は 「町内一斉消毒の日」です

先月、群馬県の養豚場において豚熱の患畜が確認（国内82例目）され、また、山口県内では、野生イノシシの感染が拡大しており、本地域への侵入リスクはますます高まっています。口蹄疫も国外で継続して発生していますので、引き続き伝染病への防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と
畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《 次のことを守りましょう 》

- ① 長靴の履き替え
農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。
- ② 踏み込み消毒槽の設置と点検
踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。
- ③ 農場訪問者の記録と立ち入り規制
農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。
- ④ 早期発見・早期通報
家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所（☎：62-5151）に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。
農業振興課（役場3階 ③番窓口）までお越しくください。

★お問い合わせは、
農業振興課 畜産振興係（3階 ③番窓口）
☎：52-9088（直通） をお願いします。



相談

◆アイヌの皆さんからのさまざまなご相談をお受けします

公益財団法人 人権教育啓発推進センターでは、アイヌの皆さんの悩みをお受けするフリーダイヤルを開設しています。

嫌がらせ、差別、プライバシー侵害などの相談もお受けします。

気軽にご相談ください。

相談は無料です。匿名でもかまいません。秘密は固く守られます。

■相談専用電話 = フリーダイヤル：0120-771-208

■受付 = 月曜～金曜（※祝日、12月29日～1月3日を除く）

■時間 = 午前9時～午後5時

※本相談事業は、（公財）人権教育啓発推進センターが、厚生労働省生活相談充実事業により実施するものです。



★お問い合わせは、

公益財団法人 人権教育啓発推進センター
〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX 芝大門ビル4階
ファクス：03-5777-1803
URL：<http://www.jinken.or.jp/>
をお願いします。

◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	【三股町】 8月10日(水) 【都城市】 8月26日(金)
時 間	【三股町】 午後1時30分～4時30分 【都城市】 午後1時～4時
場 所	【三股町】 町福祉・消費生活相談センター 【都城市】 消費生活センター(都城市役所本館2階)
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申 込 方 法	・相談内容を把握するため、 <u>必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。</u> ・消費生活に関する法律相談です(<u>個人間トラブル、相続、事業者からの相談などは対象外</u>)。 ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細は、気軽にお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。



★お問い合わせ・お申し込みは、
町福祉・消費生活相談センター ☎:52-0999
都城市消費生活センター ☎:23-7154 をお願いします。

◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。

また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。

国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

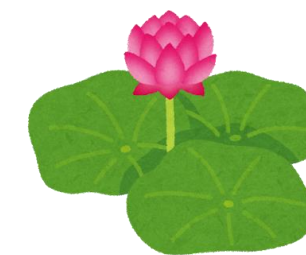
相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守りますので、気軽にご相談ください。

期 日	8月1日(月)	8月15日(月)
相談委員	やしき かずひさ 屋敷 和久	にしどめ ふみお 西留 文夫
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります。

※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。



★お問い合わせは、
総務課 行政係(2階 ②番窓口)
☎:52-1112(直通) をお願いします。

◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題(夫婦・親子・離婚・扶養・相続)、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの悩み事相談にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

■特設人権相談 =

期 日	8月4日(木)
時 間	午前10時～午後3時
場 所	JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相 談 員	くわはた みよこ 葉畑 実余子、 たけのした ようこ 竹之下 洋子 ※相談員は、変更になる場合があります

■常設人権相談 =

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局 都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
相 談 員	人権擁護委員・法務局職員

※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。

★お問い合わせは、

・特設人権相談 = 総務課 行政係(2階 ②番窓口)

☎:52-1112(直通)

・常設人権相談 = 宮崎地方法務局都城支局

☎:22-0490 をお願いします。



◆「無料法律相談」を実施します



町社会福祉協議会では、毎月第3水曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	8月17日(水)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのめめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申し込み方法	相談は 予約制 です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。

★お申し込み・お問い合わせは、

町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

相 談 日	毎週月曜・水曜・金曜(祝日は除く)
時 間	午前9時～午後5時
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」

★お問い合わせは、

町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。

